

市道草刈奨励事業

●事業概要

延岡市が管理する市道沿いの草刈りを実施された地元自治会等に対し、報奨金を交付する事業です。
『市民の道路愛護精神の啓発を図ること』や『地域の団結力・コミュニケーションの向上』を目的としています。

●報奨金金額

作業を実施した市道片側延長 **1mにつき14円**を報奨金としてお支払い致します。
※令和6年度より報奨金が12円/mから14円/mに増額となりました。

●交付回数

1団体につき年度内2回まで申請を行うことができます。

●事業の流れ

①草刈り実施2週間前までに申請

- ・本庁土木課もしくは各支所産業建設課に申請書を提出してください。
- ・申請書の書類は、各担当課にあります。延岡市役所ホームページからもダウンロード出来ます。
(延岡市役所ホームページ > 暮らしの情報「道路」 > 道路管理者からのお願い > 市道草刈奨励事業)

※初めて申請を希望される団体におきましては、あらかじめ下記の連絡先に相談して頂きますようお願い致します。

②草刈り前の現地確認

- ・職員により現地の確認を行います。(延長の測定・作業前の写真撮影)

③草刈り実施

- ・安全に気を付けて作業を行ってください。
- ・写真の撮影(作業中・集合写真)を忘れずをお願いします。

④写真・報告書等の書類提出

- ・報告書・写真・請求書を提出してください。

⑤草刈り後の現地確認

- ・職員により、現地の確認を行います。(延長の測定・作業後の写真撮影)

⑥報奨金のお支払い(請求書提出後1ヶ月ほどで入金致します。)

※適切な順序で申請されない場合、報奨金が支払えないことがあります。

<過去の年間実績>

・申請数	約150件
(2回目の申請を含む)	
・草刈り延長	約878km
・参加人数	約4,900人

<市道草刈奨励事業に該当しない例>

- ・市道以外の道路の場合
- ・地元の団体でない場合
- ・年度内で3回目以降の申請となる場合
- ・現地調査で草刈りの必要がないと判断された場合
- ・主要幹線道路で交通量が多く、地域住民での草刈りは危険と判断される場合

<提出写真例> (作業前・作業後の写真は必要ありません。)



集合写真

※集合写真は参加人数を確認するものではありません。



作業中

地元の人が通る道を、地元で管理(草刈り等)していただけると助かります。ご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先(都市建設部 土木課 直通 TEL:0982-22-7021)
(北方総合支所 産業建設課 直通 TEL:0982-47-3609)
(北川総合支所 産業建設課 直通 TEL:0982-46-5015)
(北浦総合支所 産業建設課 直通 TEL:0982-45-4236)